

マイナンバーの提供は お済みですか？

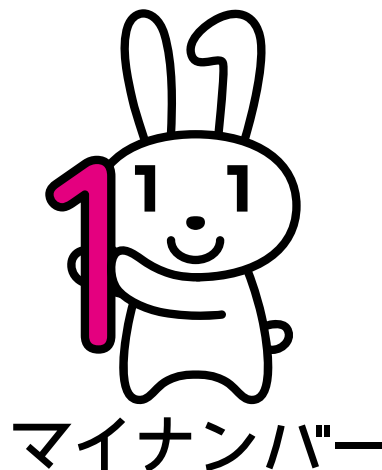
ご協力をお願いします

けんぽだより秋号でもお知らせしたとおり、平成28年1月からマイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まり、平成29年1月からは健康保険の一部の手続きにおいてもマイナンバーを利用した事務がスタートしました。

健保組合は、平成29年7月以降の市町村などとの「情報連携開始」に向けて、平成29年1月1日時点での加入者（被保険者と被扶養者）のマイナンバーを平成29年1月末日までに収集を完了しなければなりません。収集方法は法令*により、事業所（会社）に在籍の方は、加入事業所（会社）から取得しますが、まだ未提出の方は速やかに各事業所へ提供をお願いします。また、任意継続保険の被保険者・被扶養者はすでに当健保組合より収集のご案内をしていますが、未提出の方は提出期限までに必要書類をご返送下さいますようご協力をお願いいたします。

なお、一斉収集後に加入する被保険者と被扶養者の方については、「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」の提出時にマイナンバーも併せて提出していただきます。

*マイナンバー収集のための法令：番号法第14条第1項（個人番号取得の要求）及び健康保険法第197条（報告等）



マイナンバー取扱いに向けた当健保組合の安全管理措置について

マイナンバーの取扱いについては、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。

当健保組合では、マイナンバーの収集を簡易書留、レターパック等で授受し、事業所からの磁気媒体の受領も暗号化されたソフトを利用しており、情報漏洩防止の対策を図っています。また物理的の安全管理措置として、マイナンバーが見られないように、部外者の入退室管理等を徹底しています。

データヘルス計画

健康保険組合は事業主（会社）と協働して健康づくりを応援します！

～被保険者の「メタボ領域流入抑制」と「重症化予防」に向けて アドバイスシートを送付いたします～

当健保組合では、データヘルス計画の一環として、健康に対する気づきを促し、生活習慣を見直すことを目的とした保健事業「メタボ予測分析（メタボ領域流入抑制）」と「非メタボ（重症化予防）対策」を事業主（会社）と連携して実施しております。

具体的には、被保険者の方を対象に、過去3年間の健診結果（会社の定期健康診断や人間ドックの特定健診結果）から、今後メタボになる可能性の高い予備群の方と血圧・血糖・脂質が基準値以上の重症化リスクのある方に、生活習慣改善に向けた専門職の的確なアドバイスを記載した「アドバイスシート」を送付します。

アドバイスシートは、1月下旬～2月に事業主（会社）経由で個人宛てに送付されますので、受け取られた方は、今一度ご自身の生活習慣を振り返り、次回の健診に向けて、アドバイスを参考に改善に向けたアクションを取るようしましょう。